

公益社団法人日本薬剤師会会長候補者、副会長候補者及び監事選挙規程 施行細則

(趣 旨)

第 1 条 日本薬剤師会会長候補者、副会長候補者及び監事選挙規程（以下規程という）を円滑に運用するため、本細則を定める。

(立候補届出書)

第 2 条 規程第 6 条において、別に定める文書とは、立候補届出書のことをいい、その様式は、別紙 1 で定める。

(候補者推薦届出書及び被推薦者の承諾書)

第 3 条 規程第 7 条において、別に定める文書とは、候補者推薦届出書のことをいい、添付しなければならない被推薦者の承諾書とともに、その様式は、別紙 2 で定める。

(履歴書・略歴・趣意書)

第 4 条 規程第 6 条において、別に定める書類とは、履歴書（保存用）と略歴・趣意書（広報用）のことをいい、その様式は、別紙 3 で定める。

前記の略歴・趣意書は、候補者一覧表に掲載することを目的とし、候補者の略歴、候補者となった趣意、所信その他を、22 字×10 行以内に記載するものとする。超過部分は、候補者一覧表作成時に抹消する。候補者一覧表の様式は、別紙 4 で定める。

略歴・趣意書の内容は自由とするが、本会の信用を傷つけ、個人を中傷するようなことがあってはならない。

(立候補辞退届及び候補者推薦取下届)

第 5 条 立候補辞退届出書及び候補者推薦取下届出書の様式は、別紙 5 で定める。

(候補者届出状況照会の回答及び一覧表の作成と掲示)

第 6 条 選挙管理委員会は、会員から候補者の届出状況について照会があったときは、その時点における受付人数及び氏名を、回答するものとする。ただし、候補者の略歴・趣意書の内容並びに候補者推薦届出書の推薦者の氏名は、公平を期して事務局長が保管するものとし、候補者一覧表を作成して本会の事務所に掲示するときまで、会員に漏らしてはならない。

(立候補届出の締め切り等)

第 7 条 選挙管理委員会は、立候補または推薦の届出を締め切ったときは、直ちに候補者が被選挙資格者として適格であることを確認し、候補者一覧表を作成しなければならない。

(候補者名簿の掲示等)

第 8 条 選挙管理委員会は、選挙の当日、候補者名簿を投票所に掲示するとともに、出席代議員に配付するものとする。候補者名簿の様式は、別紙 6 で定める。

(投票用紙)

第 9 条 規程第 11 条第 2 項の投票用紙の様式は、別紙 7 で定める。

(所信表明と推薦演説)

第 10 条 立候補者、被推薦者または推薦者の 1 名は、議長の許可を得て、それぞれの選挙の前に、所信表明または推薦演説をすることができる。

前記の順位は候補者一覧表の順位とし、会長候補者選挙にあつては 1 名 3 分以内、副会長候補者選挙及び監事選挙にあつては 1 名 1 分以内とする。

ただし、議長は、総会に諮ってその時間を延長することができる。

(投票権者数の確認及び宣告)

第 11 条 議長は、投票を行うため議場を閉鎖したときは、直ちに投票権者数を確認し、その数を宣告しなければならない。

(無効投票)

第 12 条 次の投票は、無効とする。

- 1) 正規の投票用紙を用いないもの
- 2) 候補者以外の氏名が記載されたもの
- 3) 候補者の氏名が確認し難いもの
- 4) 同一候補者の氏名が複数記載されたもの
- 5) 連記投票の際、選出すべき員数を超えた候補者の氏名に○の記号が記載されたもの

(連記投票)

第 13 条 連記投票の際、選出すべき員数に満たない候補者の氏名にしか○の記号が記載されていない投票は、有効とする。

(投票の効力)

第 14 条 同一の氏または名の候補者が 2 名以上ある選挙において、その氏または名のみを

記載した投票は有効とし、当該候補者のその他の有効得票数に応じて按分する。

(疑義の処理)

第 15 条 本細則に定めていない事項、あるいは疑義が生じたときは、議長が選挙管理委員会委員長の意見を聴き、総会に諮って処理する。

(細則の改廃)

第 16 条 本細則は、議長提案により、総会の承認を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 本細則は、制定の日（平成 23 年 8 月 28 日）から施行する。
- 1 本細則は、平成 27 年 6 月 28 日から改正施行する。
- 1 本規則は、平成 29 年 6 月 25 日から改正施行する。

.....
別紙 1 ～ 7 を本施行細則に掲載する